

各位

株式会社 東北銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止」に 関する基本方針の策定について

株式会社東北銀行(取締役頭取 村上 尚登)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネー・ローンダリング等」という)防止を経営の最重要課題の一つと捉え、適用される関係法令を遵守し、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を構築し、かつ有効に機能させるため、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する基本方針」を策定しましたので、公表いたします。

当行は、本基本方針に従い、国際的に要請されているマネー・ローンダリング等防止対策に取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
事務統括部(担当:種市)
電話番号:019-654-1311

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する基本方針

株式会社 東北銀行

当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という）防止を経営の最重要課題の一つと捉え、適用される関係法令を遵守し、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を構築し、かつ有効に機能させるため以下の方針に取り組んでまいります。

1. 組織態勢

当行は、マネー・ローンダリング等に係る防止対策の責任者・統括部署及び役割を明確にし、関係各部と連携を図り、マネー・ローンダリング等の防止に取り組みます。

2. リスク評価

当行は、リスクベース・アプローチの考え方に則り、マネー・ローンダリング等に係るリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。また、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

3. 取引時確認

当行は、取引時確認について、適切な措置を適時に実施し、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な顧客管理を実施します。

4. 疑わしい取引の届出

当行は、疑わしい取引等を適切に処理し、当局に速やかに届出を行います。

5. 役職員の研修

当行は、マネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、取引時確認等を含む顧客管理が適切に行われるよう、役職員への継続的な研修を実施します。

6. 遵守状況等の検証

当行は、マネー・ローンダリング等防止に係る遵守状況及び態勢の有効性を点検し、その点検結果を踏まえ、さらなる態勢の改善に努めます。

以 上

（平成30年11月1日）